

～新温泉町住宅リフォーム補助金～

住宅環境の向上と地域の経済振興のため、住宅リフォームに対する助成を行います。
（制度の失効日を令和5年3月31日まで延長しました。）

○対象となる工事

住宅の改修・補修、水回りの改修、サッシ等の交換、クロス張替 オール電化など。
※電気製品や家具・業務設備等の購入設置、庭・敷地等の工事は対象外です。

○補助対象者

下記のいずれの要件も満たしていること。

- ①新温泉町内に住所を有し、改修工事を行う住宅の敷地の所在地を住所とする者
（補助金の交付を受けた日から5年以上住所とする必要があります。）
- ②改修について他の助成金を町から受けていないこと。
（定住促進、介護保険、景観形成、再生可能エネルギー等）
- ③町税を滞納していないこと。

○補助の要件

下記の要件をすべて満たしていること。

- ①新温泉町内に店舗等を有する業者を利用して施工すること。（自社の施工を除く）
- ②工事費用が50万円以上のもの
※店舗、賃貸住宅、解体のみの工事は対象となりません。
- ③補助金交付決定を受けた年度内で完成すること。
- ④補助金は、同一住宅及び同一人に対し1回を限度とする。

○補助金の額

工事費用の1/10（上限10万円）

○申請手続

補助金の申請方法は、下記のとおりです。

工事を施工する前に町へ補助金申請書を提出する必要があります。

- ◆申請するとき・・・施工前に申請書（見積書写し・位置図・施工前写真を添付）を提出
- ◆請求するとき・・・完成後に実績報告書（領収書写し・完成後写真を添付）を提出